



北教文発第 27 号
平成 30 年 5 月 29 日

北本市文化財保護審議会
会長 下村克彦様

北本市教育委員会
教育長職務代理者 大保木 道



市指定文化財の指定について（諮問）

下記の文化財を北本市指定文化財とすることについて、北本市文化財保護条例（昭和 32 年北本市条例第 7 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会に同意を求める。

記

1 北原の地蔵菩薩

種 別 有形民俗文化財
名 称 北原の地蔵菩薩（きたばらのじぞうぼさつ）
員 数 1 基
所在場所 北本市石戸 3 丁目 1 3 8 番地
所有者氏名 岡村国太郎他 1 8 名
管理責任者 中島保佳
（北本市石戸 3 丁目 1 6 番地）

2 宮内の稲荷石塔

種 別 有形民俗文化財
名 称 宮内の稲荷石塔（みやうちのいなりせきとう）
員 数 1 基
所在場所 北本市宮内 4 丁目 3 6 番地
所有者氏名 林清司
管理責任者 林清司
（北本市宮内 4 丁目 3 5 番地）

(案)

北文審発第1号

平成30年6月28日

北本市教育委員会
教育長職務代理者 大保木 道子 様

北本市文化財保護審議会
会長 下村 克彦

市指定文化財の指定について（答申）

平成30年5月29日付け北教文発27号で諮問のあった文化財の指定について、当審議会では慎重に審議した結果、下記の文化財を当市の歴史上重要と認めましたので、北本市指定文化財に指定することに同意します。

記

1 北原の地蔵菩薩

種別 有形民俗文化財
名称 北原の地蔵菩薩（きたばらのじぞうぼさつ）
員数 1基
所在場所 北本市石戸3丁目138番
所有者氏名 岡村国太郎他18名
管理責任者 中島保佳
(北本市石戸3丁目16番地)

2 宮内の稲荷石塔

種別 有形民俗文化財
名称 宮内の稲荷石塔（みやうちのいなりせきとう）
員数 1基
所在場所 北本市宮内4丁目36番
所有者氏名 林清司
管理責任者 林清司
(北本市宮内4丁目35番地)

北本市指定文化財指定理由書〔案〕

指定番号	北文指定第50号	種別	有形民俗文化財
名称	北原の地蔵菩薩	員数	1基
所有者氏名	岡村国太郎他18名(村持)	所有者住所	-
管理責任者	中島 保佳	管理責任者住所	北本市石戸3丁目16番
所在場所	北本市石戸3丁目138番地		

【指定理由】

この地蔵菩薩は石造で、旧下石戸上村字北原地内、現在の住居表示上では石戸3丁目138番地の北原共同墓地内に所在する。

本像は下から、基壇、基礎、反花、竿石、台石、本尊で構成され、すべて安山岩製である。地蔵菩薩の規模は、基壇から竿石までが高さ111cm×幅64cm、台石と本尊部分で高さ97cm×幅33cmであり、全高は208cmとなる。

本尊の持物は、右手に錫杖を握り、左手には如意宝珠を持つ。

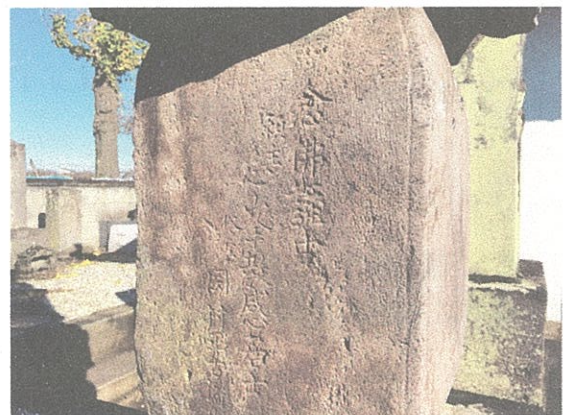
竿石には銘文が刻まれ、正面に地蔵菩薩の真言「オン カカカ ビノサンマエイ ソワカ」が二行に配される。また、右側面には「寶曆七(1757)丁丑歳三月吉日ノ下石戸上村内ノ北原」と造立年月日と地区名が刻まれる。さらに、左側面には「念仏講中ノ願主 心峯教感居士ノ俗名 岡村正右衛門」と刻まれ、念仏講により造立されたこと、願主が造立時に故人であったことが窺える。

この地蔵菩薩の特徴は、仏教歌謡「地蔵和讃」の有名な一場面を表現している点である。地蔵の足元には二人の童子が刻まれ、一人は地蔵が持つ錫杖を全身で抱え、もう一人は地蔵の着る僧衣の左袖を掴もうとして両手を伸ばしている。加えて本尊が乗る台座には、賽の河原で親のために石塔を積む亡者となった童子と、その石塔を金棒で壊そうとする鬼が陽刻されている。

このように地蔵菩薩が子どもを救済する具体的な場面を彫刻した地蔵は、県内には他に類例が見出せず、希少であるとともに、江戸時代中期における市域の地蔵信仰を語る資料として貴重である。

北原の地蔵菩薩について

石戸3丁目地内に所在する北原共同墓地境内には、宝暦7年（1757）の銘をもつ石造地蔵菩薩が奉納されている。地蔵菩薩の足元には子供が二人すがりついており、台座には賽の河原にて石の塔を積む子供と、金棒を持ってそれを破壊する鬼がモチーフとして陽刻されている。このような地蔵和讃の世界を表現した地蔵菩薩は県内では他に例をみないものであり、貴重であると思われる。



〈左銘文〉

念仏講中
願主 心峯教感居士
俗名 岡村正右衛門

〈正面〉

オシカカカヒサマエソウカ
ウチノカキニサマエソウカ

〈右銘文〉

寶暦七丁丑歳三月吉日
下石戸上村内
北原

〈法量〉

台座：幅 64 cm × 高さ 111 cm

本尊：幅 33 cm × 高さ 97 cm

北本市指定文化財指定理由書〔案〕

指定番号	北文指定第51号	種別	有形民俗文化財
名称	宮内の稲荷石塔	員数	1基
所有者氏名	林 清司	所有者住所	北本市宮内4丁目35番
管理責任者	同上	管理責任者住所	同上
所在場所	北本市宮内4丁目36番地		

【指定理由】

この稲荷石塔は、旧岩槻街道から宮内の氷川神社に向かう道の交差点付近にあり、交差点の北西に接する個人宅内に所在する。覆屋内に安置されていることから保存状態は極めて良好である。

頂部付近にはア、カーン、キャの梵字が刻まれている。銘は「天和三年癸亥／二月吉日／稲荷大明神」とあり、天和三年（1683）の造立である。

舟形光背形の塔身部には、神使である狐が陽刻で表現され、顔は丸みを帯び、口には蔵の鍵を咥えている。耳は小さく、目は線刻で表現される。左前脚を軽く挙げ、後ろ脚は曲げて腰を地面につけている。尻尾は毛並みを表現し、やや弧状に立てられた太刀尾状である。

また、石塔には四つの宝珠が表現されている。一つは狐の尻尾の先に、他の三つは高坏上に三弁宝珠として陽刻されている。台座には、唐草文が線刻される。

かつては二月の初午にあわせて、現在では3月に稲荷講が行われている。もともと大島家の所有であったとされ、大島本家（貝杓子・大島家文書所蔵）と東10地区を中心とする地元の講中（特に女性）が中心となって講を行っている。

この石塔は、特徴的な造形とともに江戸時代前期の造立であり、当時の稲荷信仰を語る資料として貴重である。

宮内 4 丁目の稲荷石塔について

天和 3 年（1683）の銘をもつ稲荷石塔は、宮内 4 丁目の個人宅内に所在する。石塔は覆屋内に所在し、保存状態は極めて良好である。

この石塔は、舟形光背形の塔身部に陽刻の稲荷像が表現されている。稲荷は足を軽く掲げ、口には紐が取り付けられた鍵をくわえた姿で表現されている。耳はやや垂れ下がり、顔は丸みを帯びている。しっぽの先の宝珠とその右上には椀上にいわゆる三弁宝珠が陽刻されている。台座には唐草文が表現されている。

表面頂部付近にはア、キャ、カーンの梵字が刻まれている。銘は「天和三年（1683）癸亥 二月吉日 稲荷大明神」とある。三月には稲荷講が行われている。



ア
キャ
カーン

稲荷大明神
天和三年
癸亥
二月吉日

〈法量〉
塔身：高さ 53 cm × 幅 33 cm
基壇：高さ 5 cm × 幅 33 cm

・所在地 北本市宮内 4 丁目 36 番地
・所有者 不明（土地所有者は林清司氏）